

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県女性総合センター管理条例の一部を改正する条例
主管課	男女参画課
根拠法令等	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 愛媛県女性総合センター管理条例
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県女性総合センターの名称を変更するため、「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>（現行）愛媛県女性総合センター （改正）愛媛県男女共同参画センター</p> <p>また、新たに貸館施設化する部分について、同センターの指定管理者が利用料金を収受できるようにするため、「愛媛県女性総合センター管理条例」の一部を改正する。</p> <p>（新たに貸館施設化）「ワーキングルーム」</p>	
施行日	平成23年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正の経緯</p> <p>「公の施設（指定管理者施設）のあり方検討委員会」から、「『女性総合センター』という名称は、今後、女性や男性を問わない『男女共同参画』の趣旨が反映されたものに改称する必要がある」との意見があり、「愛媛県男女共同参画会議」の意見等を聴いたうえで名称を変更することとした。</p> <p>また、施設を有効利用するとともに、利用者のニーズに応じて一部施設の活用方法を見直し、新たに貸館施設化することとした。</p>	